

免許を取る

DTS

- 操作力を測定します。
- 必要な装置を事前に知ることができます。例：手動装置、左アクセル、ハンドル旋回
- どの四肢でどの操作を行えるか、分からない方、いろいろ試したい方はできるだけ測定を薦めます。
- 測定は必ず必要というわけではありません。
- 測定をご希望の場合はご予約ください。098-898-5732(タイヤランド沖縄)

適性相談

- 無条件適格・条件付き適格・不適格の判断がされます。
- 医師の診断書が必要な場合があります。※別紙参照
- 各地区の分校でもできます。
- 実車による確認が必要な場合は、豊崎にて対応となります。
- 事前に予約が必要です。繁忙期には1カ月以上待つこともあります。
- 電話番号 免許センター：098-851-1000 中部：098-933-0442 北部：0980-53-1301

(つながりやすい時間)平日：10:30～12:00、15:30～17:00)

結果票

- 適性相談終了後、免許の取得が可能と判断された場合は、約2～3週間後に電話があります。
- 「運転適性相談終了書」または「運転適性相談結果票」を相談した場所から受領してください。
- 電話連絡がありましたら、入校の手続きが行えます。(教習所によっては、結果票が届いてからのところもあります。)

自動車教習

- 運転に必要な装置が取り付けられている教習車両を所有している教習所に通います。
 - 教習所が近くに無い場合は、教習車両のレンタル(有料)を行います。
 - もしくは、教習所が所有している教習車両に装置を取り付けます。
 - その場合は免許取得後、教習車両に取り付けた装置をご本人の自家用車へ乗せ換えてお使いいただけます。
- ※市町村によって、助成金がある場合があります。

装置取り付け

- 自家用車に装置を取り付けます。
 - 装置をレンタルして教習車両に取り付けていた場合は、自家用車に移設します。
- ※市町村によって、助成金がある場合があります。

運転できます

- 免許取得後も練習を希望する場合には、Dライセンス沖縄を紹介いたします。
- Dライセンス沖縄：080-9852-5869

タイヤランド沖縄 / モビリティセンター沖縄 098-898-5732

適性相談 不適格の場合

- 療養やリハビリ等に励んでいただき、後日改めて適性相談を受けることができます。